

講義③

「障害者サービスと図書館のアクセシビリティ」

講師：専修大学文学部教授 野口 武悟

1 はじめに

平成 28 年に障害者差別解消法が施行され、公立図書館で障害者に対する「合理的配慮の提供」が義務付けられた。そこで本講義では、「合理的配慮」とは何か、これからの図書館ではどのようなことを意識していけばよいのかということを中心に、話を進めていく。

2 ノーマライゼーションの潮流と「障害者の権利に関する条約」

障害者差別解消や「合理的配慮」の根底にあるものは「障害がある人もない人も同じように普通に暮らしていける社会がノーマルである」というノーマライゼーションの考え方で、これにより障害は、「個人の問題」ではなく「社会との相互作用の中で生み出されるもの」という社会モデルへと変化していった。図書館の障害者サービスは図書館側が持っている「バリア＝社会的障壁」を軽減し、より多くの人に利用してもらえるようにすることが主眼となっており、まさに社会モデルの考え方と同じである。そのため、日本語を母語としない人や遠隔地に住んでいて来館できない人なども障害者サービスの対象となるのである。

このようなノーマライゼーションの実現に向け、平成 18 年に国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択され、図書館を始めとした公共施設でバリアフリー化やユニバーサルデザインの採用が進められている。

3 「合理的配慮」とは

「障害者差別解消法」を理解する上では「障害者」を手帳の有無のみで判断するのではなく、もっと広義に捉える必要がある。

また、図書館で障害者サービスを行う際は、「基礎的環境整備」と「合理的配慮」が重要なポイントとなる。「基礎的環境整備」とは合理的配慮を的確に行うための環境づくりのことで、施設の整備や改善のほか、関係職員への研修も含まれる。それに対し「合理的配慮」とは、障害者一人ひとりの意思の表明をもとに、状況や

場面に応じた変更や調整を、図書館側の負担がかかりすぎない範囲で行うことをいう。従って「基礎的環境整備」を計画的に取り組むことが、「合理的配慮」を負担なく行うことにつながるのである。

4 公立図書館としての対応

「基礎的環境整備」や「合理的配慮」を実践するためには、これまで行ってきた障害者サービスをどのようにしてより充実させていくかという視点で考えるとよい。現在、日本国民の 6～7%に障害があるといわれているが、認知症の高齢者や発達障害の子供なども含むと、これからさらに必要性が増えていくと思われる。

「基礎的環境整備」については、主な対応例として、職員研修、障害者を考慮せずに制定された規則やルールなどの改正、既存の施設・設備・サインなどの改善の推進などがある。

また、「合理的配慮」については、職員一人ひとりが日々行っている支援や、障害のある方からの申し出により資料貸出期間や貸出点数を拡大することなどが具体例として挙げられる。

なお、日本図書館協会の作成したガイドラインに「基礎的環境整備」と「合理的配慮」の具体的な取組方法などが詳しく記載されている。

5 おわりに

障害者サービスを行っていることを、必要な人々に届くように積極的に PR することが大切である。また、配布資料の中のガイドラインとチェックリストを活用し、自館の障害者サービスを見直してほしい。

また、来年制定予定の「読書バリアフリー法」が、図書館の障害者サービスをさらに後押しすることになるだろう。注目してほしい。



▲講義③